



ESG

関連するSDGs



# 組織統治

## 基本的な考え方

ライオングループは、経営の透明性を高め、監督機能の強化と意思決定の迅速化を図り、コンプライアンスを確保することをコーポレート・ガバナンス上の最重要課題と位置づけており、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実を推進することにより、企業価値の向上を目指しています。

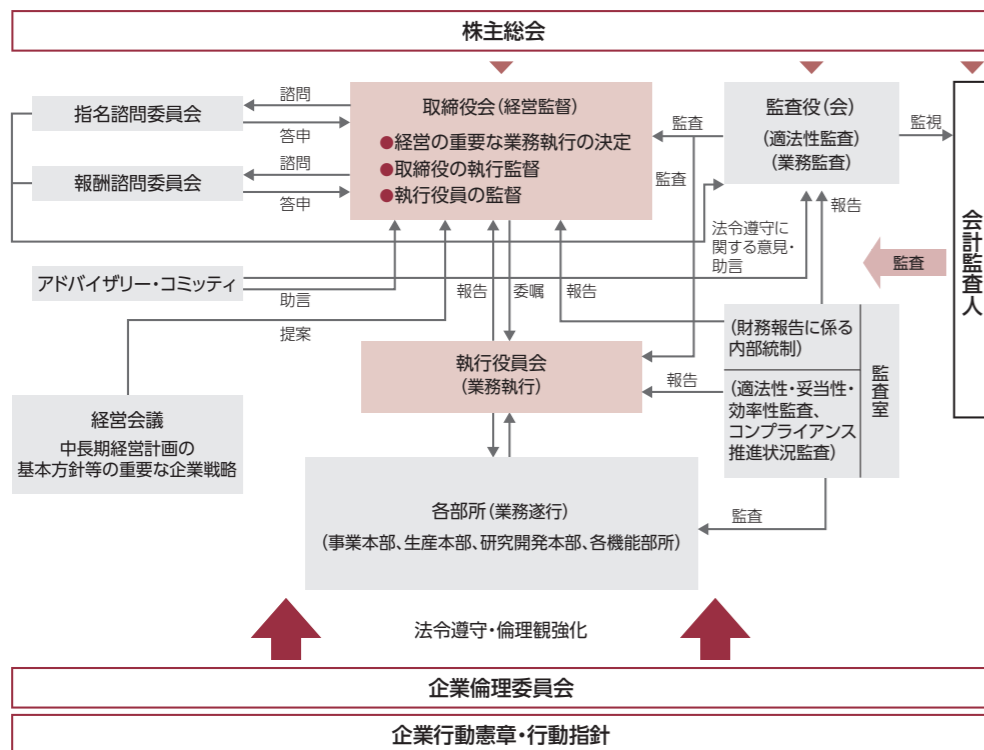
## コーポレート・ガバナンス体制

ライオンは、監査役制度のもとで経営の監督を行っていますが、2004年3月より執行役員制を導入し、それまで取締役会が担ってきた機能を区分し、取締役会は「経営の意思決定および監督機能」を担い、執行役員会が「業務執行機能」を担うこととしました。

取締役会については、その活性化および機動性の向上を図るため、取締役員数を削減しています（執行役員制導入前19名、現在9名）。また、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、独立役員としての要件も

満たす社外役員5名（社外取締役3名および社外監査役2名）を中心とした指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置するとともに、代表取締役と社外役員全員との定期的（原則として月1回）な情報交換も実施し、経営の監督・監視機能の充実に努めています。

さらに、法令遵守および経営政策に関する第三者の意見・助言を経営に反映させるため、社外有識者により構成する「アドバイザリー・コミッティ」を設置しています。



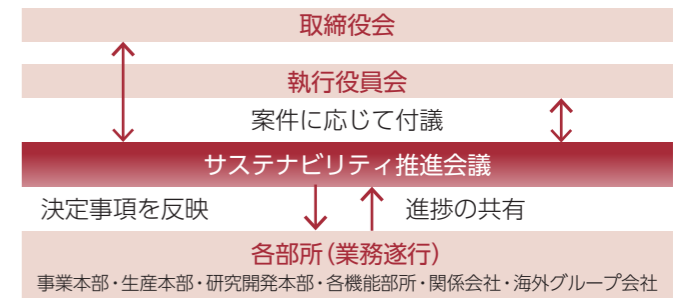
## コーポレート・ガバナンスに関する報告書

[https://www.lion.co.jp/ja/company/about/pdf/abo\\_gov.pdf](https://www.lion.co.jp/ja/company/about/pdf/abo_gov.pdf)

ESG

「サステナビリティ推進会議」で決定した内容は、必要に応じて執行役員会・取締役会に付議され、各業務執行部門の事業活動に反映されます。

2020年には、「サステナビリティ重要課題」の2030年目標について「サステナビリティ推進会議」で議論・付議され、承認されました。



## 内部統制システムの整備

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社グループ各社の業務の適正を確保するための体制を整備しています。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び監査制度」については、全社レベル・業務プロセスレベルの統制の整備を行っています。内部統制の有効性に関する評価は監査室が行い、結果を社長および監査役に報告するとともに、取締役会でも定期的に報告しています。2019年は評価の結果、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断し、2020年3月に有価証券報告書とともに内部統制報告書を内閣総理大臣に提出しました。

## 有価証券報告書

<https://www.lion.co.jp/ja/ir/library/yuhou/>

## リスクマネジメントの推進

お客様に安心・安全な商品を継続して提供するために、リスク統括管理担当役員を任命し、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理しています。環境、品質責任、事故・災害に関するリスクについては、それぞれサステナビリティ推進会議、CS/PL委員会、安全衛生防災会議において事前に対応策を検討、必要に応じて執行役員会で審議し、リスク管理を行います。各工場においては、ISO14001の取得や、ISO14001に準じた運用を実践し、品質管理および環境保全に積極的に取り組んでいます。天災・事故発生等による物理的緊急事態が発生した場合は、緊急事態処理システム（地震については「地震災害対策マニュアル」、感染症については「新型インフルエンザ等感染症対策マニュアル」）に従い、当該発生事実を社長・監査役等へ報告するとともに、関連部署長は情報収集、対応方針の決定、原因究明、対応策の決定、執行役員会・取締役会への報告を行います。

また、事業を行っていく上で起こり得る様々なリスクのうち、特に投資者の判断に重要な影響をおよぼす可能性のある主な事項として、右記の5点を挙げ、有価証券報告書に明示して公開しています。

## ● 内部監査

健全な業務活動基盤の確立に向けて、社長直轄の監査室が当社およびグループ会社の業務推進状況について、適法性、妥当性、効率性、リスクマネジメントの視点から監査を行っています。当社の特長として、監査役との密な情報交換を行っており、連携強化に努めています。監査結果ならびに改善状況については、監査の都度、代表取締役社長、各担当役員および執行役員会に報告し、年2回、監査結果を総括し取締役会で報告することで、監査業務のPDCA管理を行っています。また、執行役員会にて報告することで、業務執行部門との情報の共有化を図っています。

## ● 事業継続計画 (BCP)

当社は、大地震や感染症の蔓延（パンデミック）等が発生した場合でも、お客様に商品をお届けできるよう、被害の最小化と業務の継続を図るための体制づくりを推進しています。地震災害が発生した場合は、「地震災害対策マニュアル」、新型インフルエンザ等感染症によるパンデミックの発生が予測される場合には「新型インフルエンザ等感染症対策マニュアル」に従って対策本部を設置し、対応にあたります。災害の規模、被災状況によってBCP発動の是非を判断しますが、BCPが発動された場合は当社事業のうち、一般用消費財の供給を最優先とした体制を取ることとしています。

経営に重大な影響を与えるリスクについては、対応状況を取りまとめ、毎年執行役員会に報告しています。

1. 製品の品質評価
2. 原材料価格の変動
3. 為替レートの変動
4. 重大な訴訟等
5. 地震等自然災害

## コンプライアンスの浸透

当社グループは「ライオン企業行動憲章」「行動指針」をコンプライアンス体制の基盤としています。企業倫理担当役員を委員長とする企業倫理委員会のもとで、コンプライアンス意識の啓発を積極的に行っています。「ライオン企業行動憲章」「行動指針」は、全従業員に冊子で配付し、Webサイト

### ● e-ラーニングによる教育

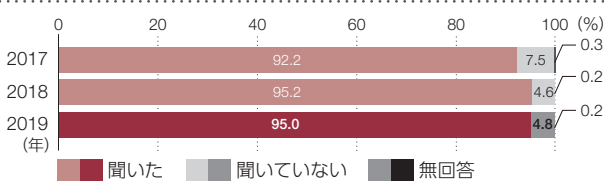
当社は、半期に一度、e-ラーニング等の教育を定期的を実施しています。2019年は、「ライオン企業行動憲章」の実行宣言をはじめ、就労管理の基礎、職場環境とコンプライアンス(ハラスメント含む)、当社の品質の考え方、情報セキュリティ、インサイダー取引規制の基礎知識について学習しました。また、人権や贈収賄、安全(労働災害等)に関するコンテンツも新規導入しました(受講率100%)。

### ● コンプライアンス意識調査アンケート

当社は、国内全従業員(パート社員含む)を対象に毎年、「コンプライアンス意識調査アンケート\*」を実施しており、2019年で16回目となります(対象4,406名のうち約92.8%の従業員が回答)。アンケート結果を経営層に報告するとともに各職場へフィードバックし、コンプライアンス体制の維持・強化につなげています。毎年アンケートからは職場環境の問題等の意見が寄せられ、改善につなげています。

今後は海外グループ会社でも展開し、コンプライアンス機能を強化いたします。

#### アンケート結果のフィードバックを聞いた従業員の割合



#### \* コンプライアンス意識調査アンケート

ライオン企業行動憲章の遵守状況、前年のコンプライアンス意識調査結果のフィードバックの有無、ホットラインの認知等を無記名で回答するアンケート。

### ● ホットラインの周知

当社は、社内・社外の通報制度「AL(オールライオン)心のホットライン」を設置し、派遣社員を含む全従業員への周知を図っています。2019年の従業員認知率は98.6%でした。

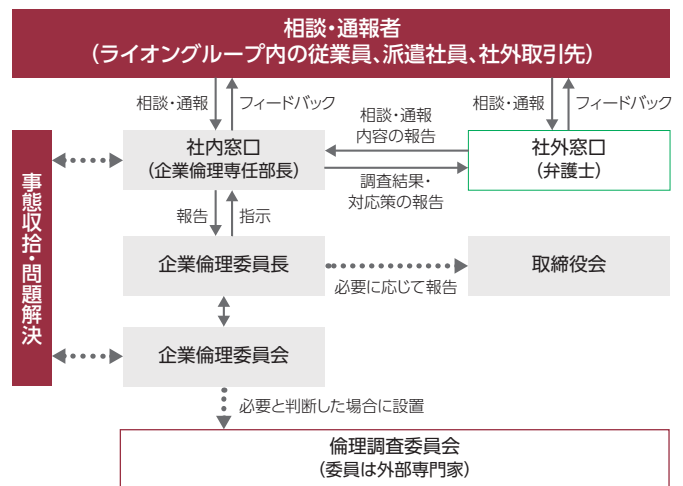
#### 「AL心のホットライン」従業員認知率推移

2017年	95.8%
2018年	98.5%
2019年	98.6%

上で社外にも公開しています。

加えて、世界各国での贈収賄・腐敗行為に対する法規制強化の流れを鑑み、2019年1月に「ライオン贈収賄防止指針」を制定しました。

### 「AL心のホットライン」の仕組み



### 「AL心のホットライン」への相談・通報内容

2019年は25件の相談・通報がありましたが、重大な不正行為と判断される事案はなく、すべての事案に適切に対応し、収拾しました。

相談・通報内容	2017年	2018年	2019年
ハラスメント的行為	9件	15件	11件
人事・労務管理上の問題	5件	6件	11件
その他	4件	2件	3件

### AL心のホットライン

<https://www.lion.co.jp/ja/company/compliance/>

### 海外グループ会社におけるコンプライアンスの推進

当社グループ全体でのコンプライアンスの浸透・強化を目指し、海外グループ会社においても取り組みを進めています。2019年は、担当部所が現地のグループ会社(シンガポール、中国、台湾)を訪問し、「ライオン人権方針」「ライオン贈収賄防止指針」「AL心のホットライン」等、コンプライアンスに関する周知とその取り組みを促進しました。

その他、海外での取り組みはWebサイトにて紹介しています。

### コンプライアンスの浸透

<https://www.lion.co.jp/ja/csr/management/compliance/>